信濃川水系学識者会議 第4回下流部会 議事要旨

開催日時:平成25年4月22日(月) 13:00~16:10

場 所:新潟ユニゾンプラザ 4階大会議室

議事次第:1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- ①学識者会議規約改正予定
- ②信濃川水系河川整備計画骨子に関する意見対応
- ③信濃川水系河川整備計画原案
- ④今後の進め方
- ⑤その他
- 4. 閉会

〇議事

①学識者会議規約改正予定

(部会長)

▶ 改正について特にご意見が無いため、下流部会としては第2項を追加することが了解された。全体調整会議にて諮っていただきたい。

②信濃川水系河川整備計画骨子に関する意見対応

(委員A)

▶ 住民懇談会の参加者数を教えてほしい。信濃川への関心度の指標になる。

(事務局)

▶ 上流部は計 80 名、中流は計 132 名、下流は計 41 名であった。

(委員A)

▶ 下流部は整備等により住民が安心し、信濃川への関心が低くなったことが考えられる。

③信濃川水系河川整備計画原案

(委員B)

- ➤ 全般的によい計画であると考えている。河川整備計画は今後 30 年の計画であるが、30 年のなかでの優先順位のつけ方が重要となる。5 年あるいは 10 年刻みで整備の進め方をイメージできるものにすると地域の関心が高まる。
- ▶ 中ノ口川について河川整備計画に書き込むことは難しいと思うが、中ノ口川を含めて 安全度を高めなければ、信濃川全体の本当の安全につながらない。このため、市町村 としては今後も国へ一括整備・管理を求めていきたい。

(事務局)

- ▶ 原案には今後30年の整備のメニューを抽出して示しているが、実際の進め方については、地域と調整しながら進めていく形となる。
- ▶ 地方分権の話題もあり、今後の議論を注視しつつも、中ノ口川については今後相談させてほしい。

(委員C)

▶ 特に問題ない。

(委員D)

- ▶ ハード対策は直ぐにすべてが完成できるわけではないので、優先順位をつけて、やるべき時にやるべきことをしっかりとやって欲しい。
- ▶ ハード対策が間に合わないところは、地区と連携し、災害が発生する前に行うソフト対策、災害が起きたときに必要なソフト対策も実施していく必要がある。
- ▶ 特に、事前のソフト対策、教育が重要である。川は恐ろしさを教えるだけではなく、水に親しむ、景観も含めた水の良さなど楽しむという観点もあわせて教えることが重要である。楽しみながら、かつ災害時の対応を理解する、生活の一部にするようにすれば、もっと変わると思う。
- ▶ 老朽化対策については、しっかりとした長期計画を持って、効率的、効果的に実施する必要がある。
- ▶ 小水力発電は、今後もっと重要になっていくと思われるので、水利使用許可手続きの 簡素化・円滑化を進め、普及促進に十分取り組んで欲しい。

(事務局)

- ▶ ハード対策の整備手順の考え方については、今後30年の整備のメニューを決定した上で、詳細に検討し、地域と調整しながら進めることになる。大河津分水路については、治水上ネックになっていることから、優先的に進めることをP62の1.に記載し、P70(3)には大河津分水路の改修について記載している。また、段階的に治水能力を向上させていくことを念頭におきながらその他の箇所も記載している。
- ▶ ソフト対策については P80(3)に具体的な対策を記載している。
- ▶ 老朽化対策については、P89 の 2. に記載している。
- ▶ 小水力発電については、P81~82 に記載している。

【第1章~第3章】

(委員E)

▶ 直接一括管理と書き込めなくても、P2の計画対象区間について、「支川の取扱に関しては支川管理者とその範囲等について別途協議します。」のような幅を持たせた表現とすることはできないか。あるいは、「現時点での社会状況、自然環境状況、河道状況等を策定したものであり、策定後にこれらの状況変化や新たな知見、技術の進捗等が生じた場合には、必要に応じて適宜、見直しを行います。」を追記できないか。協議の結果

に応じて中ノロ川も対象とすることが可能な表現とし、その際には計画の見直しを行うことができるようにすることは重要なことだと考えている。

▶ (事務局)

- ▶ P2の記載については他河川と横並びの記載等もあるため、調整したい。
- ▶ 中ノ口川の記載方法については、案作成時に今回いただいた意見を踏まえて検討する。 (委員F)
- ▶ 洪水後、信濃川本川は堤防が整備されたが、中ノ口川は対策が実施されていない。平成23年7月新潟・福島豪雨時に、萱場排水機場・中部排水機場では30時間を超える長時間にわたり排水ポンプを止めたことにより、農地被害が発生した。地域住民は農業農村整備に際して協力しているなかで、農地が被害地となっていいのかという考えも持っている。中ノ口川を信濃川の一部とみて整備をしてほしい。

(事務局)

▶ P80 (2) に取り得るすべての手段を講じた上で、場合によってはポンプの運転調整を 行うという限定的な表現にしている。やるべきことはやらなければならないと考えて いる。

(委員G)

▶ やすらぎ堤や関屋分水路の付近など最下流は矢板護岸となっている箇所がある。イトョなどの経済魚でない小さな魚でも遡上、降下するための移動環境の復元という観点から現環境をどのようにとらえ、今後どのような取り組みを行うのか、聞かせてほしい。

(事務局)

➤ P83 に多自然川づくりの考えに基づき整備をおこない、生物全般にとってよい環境づくりに努めることを記載している。また、P86(2)には工事実施に際しては環境アドバイザーの意見等を踏まえて工事の影響軽減の努めることを記載している。

(委員A)

▶ 都市河川の護岸が整備された区間では対策が難しい。潟湖は人工的でも水路さえあればイトョは生息することができる。イトョもアユも遡上しているため、それらが生息し繁殖できるように助けることが多自然川づくりになる。現地を一緒にまわって候補を探し、いろいろ考えていただけると有り難い。

(事務局)

▶ P85 では掘削において多様な河川環境の創出をしていくことを記載している。先生方に 相談しながらより良い環境をつくっていきたい。

(部会長)

▶ 河川環境の状態は30年のうちに推移していくことから、定期的なモニタリングが重要である。また、掘削が実施される箇所では整備前後の評価が重要であることから、必要に応じて適切なアセスメントを行ってほしい。

(事務局)

▶ P83 にモニタリングを実施することを前提とした記載をしている。

(委員A)

- ▶ P85の「白鳥」は「ハクチョウ」の方がよい。また、同頁の「餌場として機能する」とあるが、ハクチョウは大きな河川を餌場として利用しないことから「休息場」となることを記載した方がよい。
- ▶ 粗朶沈床は、魚類の産卵場や生育場になることから、残す方向にしていただけるとよい。

【第4章】

(委員H)

▶ 帝石橋 3,600m³/s について、以前の計画から変更があるのか。

(事務局)

➤ 基本方針では将来的な流量として帝石橋 4,000m³/s としており、以前の工事実施基本計画と同じ内容となっている。河川整備計画(原案)では 30 年先の流量として帝石橋 3,600m³/s としている。

(部会長)

▶ 関屋分水路について、基本方針は 3,200m³/s、河川整備計画(原案)は 2,800m³/s となっているが、現在の断面に大きな改変を伴わずに 3,200m³/s を確保できるのか。

(委員H)

▶ 河川整備計画 2,800m³/s では改変を伴わずに確保できるのか。

(事終局)

➤ 基本方針の 3,200m³/s を流下可能な断面まで現在は掘り切れていない。河川整備計画 (原案)の2,800m³/s と現在の断面の関係は確認する。

(委員E)

▶ 内水対策は基礎自治体や土地改良区の範疇が広いため、P71 の 2. 内水対策で「支川管理者が策定する内水処理計画」とあるが、「支川管理者」では限定されており、内水の範疇がほとんどカバーできない。また、「連携・調整」について、内水対策の充実が本川を守ることにもつながるほか、国土交通省では内水施設の充実について支援制度があり、自治体としても支援をしていただきたいので、より踏み込んで記載いただける

とよい。

(事務局)

ご指摘を踏まえて検討したい。

(委員 I)

▶ 防災教育と人材育成は重要である。多くの項目のなかに記載されているが、まとまった形での記載があればより広い人々が計画を理解しやすくなる。また、防災教育、人材育成はどのようなイメージで記載したのか。具体的に記載できるとさらによい。

(事務局)

- ▶ 堤防は完成堤になっていることから、今後は環境と地域防災力の向上に力を入れてい きたいと考えている。
- ➤ 防災教育と人材育成の記載としては P98 に項目立てをしている。各関連する箇所にも 記載しているところである。
- ▶ 防災教育は出前講座等で支援していきたいと考えている。
- ▶ 人材育成は、国土交通大学校で地方行政官に学んでいただくことが可能である。信濃川下流部における取り組みとしては、具体的なものはなく、情報共有の支援に努めていきたい。

(委員E)

▶ 防災教育は市町村の仕事であるため、河川管理者としては支援としか書けないと思う。 P80(3)にはどなたかが音頭をとり、地域防災力向上の取り組みについて事例を発表 し、知識の共有化を行うことが記載されている。必要に応じこの項目を独立させることも考えられる。

(委員 J)

▶ 地域防災力の向上が重要であるということを記述として追加した方がよい。

(部会長

- ▶ 一般の方に河川の理解や洪水に対する知識を持っていただくことが重要である。そういう点では、大河津資料館や歴史資料館の役割は大きい。
- ▶ 多くの市民を対象とすると様々な学習・育成の機会があるとよいと考えているが、新 潟水辺の会で啓発の役割として関連するものはあるのか。

(委員G)

- ▶ 水辺で活動する人とまちづくりを行っている人にとって、川とまちのつながりに関心が高い。そのため、そのつながりの場づくりを確保し、河川管理などに関わっていければよいと考えている。また、上下流の人々は、相互の河川情報などに関心がある。 堤防の下に光ファイバーが走っているというが、上下流リアルタイムの映像が相互で見られない。通信端末などで見られるようにしてその情報を共有できるとよい。
- ▶ 治水、利水、環境、川文化のどの観点からも川の魅力と畏れを流域の人々が知ることが必要である。そのためにも川辺に市民が訪れる機会を増やすことが重要である。ドイツの古都ハイデルベルクの町のネッカー川の右岸に、信濃川やすらぎ堤のような芝

広場がある。そこには入り江状の水辺があり、水鳥と子ども、緑陰樹が一体の景色があった。信濃川下流に、水辺に浅いところや木陰などをつくって、水鳥が集まり、子どもたちも遊ぶことができるような環境が実現できないか。

➤ 信濃川はウォーターシャトルなど、川の中から川辺の景観を眺めることができる舟運の歴史がある。しかし、現在は川中からその歴史的な雰囲気のある景観や川辺の個性、存在価値が見えないので、固有の景観保全と景観づくりに努めていただきたい。川の景観を眺める魅力を伝えながら、様々なつながりをつくっていくことが我々の役割と考えている。

(委員H)

➤ P82 には小水力発電について記載がされているが、目次で小水力発電の場所が分かりづらいため、P81 のタイトルは「適正な流水管理」に「活用」という言葉がほしい。また、目標だけ小水力発電に関する記載がないため、追加したほうがよい。

(事務局)

▶ 目標に追加することも含め、案作成時に検討する。

(委員A)員

▶ 水辺の楽校は拠点になるところであるが、利用されていないのが現状である。また、 信濃川の資料館は、大河津分水路資料館のみとなっているため、水辺の楽校と連携し て利用できる資料館ができるとよい。そのような場では、子供の自然に対する観察力 が増すほか、川はおもしろいけれども恐いものだということを勉強させることができ ると思うので、一言書いていただけるとよい。

(事務局)

➤ ご意見を踏まえて検討したい。

<休憩>

【第5章】

(委員 J)

➤ P95 の「河川が地域住民の共通財産であるという認識のもと」は、類似した表現で広い 捉え方をしている P57 の『川が「地域共有の公共財産」』という記載に書き換えた方が よい。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。

(委員G)

▶ 中ノ口川には「川カフェ」と『川茶屋』があり、そこで川の情報共有や子どもたちの 学習ができたという話を地元住民から聞いた。国が川辺の環境を整え、自治体あるい は地元の活動団体等が協力してそのような場、リバーハウスをつくっていくことがで きるとよい。川の拠点リバーハウスは、水辺の楽校、史跡の伝承、船着場など、多様 な利用を重ね、川に来る多様なきっかけをつくることが重要である。また、川の守り 役、『川守』の活動を担保できる場所をつくり、その上で河川整備や背後の地域の施設 との連携ができるとよい。

(部会長)

▶ 川が多様に利用されるようにすることは望ましい考えである。多様な利用を推進することにできるだけ応援して頂けるような対応をして頂けるとありがたい。

(事務局)

▶ P87 にふれあいの場の整備を記載している他、P99 には河川を利用した地域活性化への 取り組みについて、支援していくことを記載している。

(委員K)

▶ 信濃川により新潟が発展してきたことから、P99 は信濃川の利用の仕方について河川敷における商業利用の規制緩和の適用など、さらに踏み込んで記載されるとよい。また、指定管理やPPP(官民連携)の活用など、その場所を持続的に良好にしていくしくみづくり等についても記載ができるとよい。

(事務局)

▶ 河川利用は、安全を侵さないことと他の人に迷惑をかけないことが原則である。その原則のなかで多様な利用ができるように努力していきたい。

(委員L)

- ▶ 広範囲の掘削を進めていく過程で流れの状況及び環境の変化が予想されるため、監視をして慎重に進めてほしい。
- ▶ 想定を越える洪水に備え、まるごとまちごとハザードマップ等を適宜更新してほしい。 また、ハザードマップの浸水想定区域外でも状況に応じて逃げるなど、ハザードマッ プが正しく理解され利用されるよう、きちんと周知してほしい。

(事務局)

- ▶ 掘削はシミュレーションにより掘削後の流れを確認した上で実施するが、環境面も含め、河道の状況はモニタリングを行う必要があると考えている。
- ▶ ハザードマップは作成の手引きの改定が平成24年度末にあったところである。自治体の方で必要であれば更新を支援していきたい。

(委員G)

▶ 整備手法について他の河川整備計画では礫による低い堤防、透過する水制のようなものらしいが、湿地帯を形成することなどが記載されている。本計画でも可能であれば、詳細に手法を記載いただけるとよい。例えば礫の水制による半閉鎖の空間の形成など、様々な形状を試行していただきたい。

(事務局)

▶ 河道掘削の詳細図面は、今後専門家のご意見をいただきながら検討し、関係機関に相談した上で決めるため、現時点では詳細は決まっていない。専門家のご意見をいただきながら、様々な形状を検討し、掘削をしていきたいと考えている。

(委員A)

- ▶ 洗堰より下流は土砂量が多いため、泥が堆積しやすく石積みの整備は行えないと思う。
- ▶ 利用について、漁業の実態や魚の実態について記載した方がよい。魚類相は万代橋から下流では120種~130種と非常に豊かな箇所である。

(委員E)

- ▶ 理想を言えば、新たな分水路建設が選択肢としてあってもいいと思うが、河川整備計画では30年を見越して財政状況を鑑みた上で、より実現性があり、ある程度具体を示した計画としていかなければならない。
- ▶ 治水面では、上中下流域でそれぞれリスクを分散するという基本コンセプトがより求められる状況になっていくことを考慮すると、①中ノロ川の一体整備・管理、②大河津分水路の抜本的な改修、③一時的に水を抱きかかえる対策の充実・強化を記載する必要がある。①と②は最低限やらないといけないことだと考えている。②は記載されているが、①、③はもう少し記載をした方がよい。①については、将来的には中ノロ川を一体的に考えていくことも視野にいれながら取り組んでいることが分かるように記載していただきたい。③については、内水対策が中心となるが、P71の3行ではアンバランスである。内水対策を行うことが本川を守り、沿川地域を守ることにつながることを記載するとともに、内水対策の取り組みを記載するとよい。また、第4章の目標にも内水対策が位置付けられるべきではないか。

(部会長)

▶ 上・中・下流で適切に分担する考え方とその中で中ノロ川の内水対策が位置付けられる必要があるという指摘をいただいた。重要な観点であるため、その重要性が伝わる内容を記載いただけるとよい。

(事務局)

- ▶ 内水対策の目標への記載については今後検討する。
- ▶ 上・中・下流のリスク分担は明確に記載していなかったため、記載内容を検討する。
- ▶ 中ノ口川の記載については相談させていただきたい。

(委員A)

- ▶ 河川整備ができるよう、堤防付近に住宅が整備されないことを望む。
- ▶ 関川では放水路整備に反対意見があり実現していないことを考慮すると、信濃川でも 放水路は難しいと思う。農政局では3本の排水路整備の動きがあるが、この利活用等 について農政と河川行政が噛み合っていない。河川管理者以外の事業内容を河川整備 計画に若干記載してもよいのではないか。

(事務局)

▶ 農政局とは情報交換等は行っている。河川整備計画に書き込むことができるか検討したい。

(委員G)

▶ 市民が川に近づいて地域の川に親しむため、環境を整えることが重要である。シンボル的にでもよいので河川敷における高木の緑陰樹の植樹についてご検討いただきたい。

(事務局)

▶ できる限り努力する。

(部会長)

▶ 概ねの内容は賛同いただいた。中ノロ川など重要な指摘については検討して修正いただきたい。

④今後の進め方

⑤その他

(委員 J)

- ▶ おおむね30年にわたる計画であるということを明示してほしい。
- ▶ 意見募集パンフレットについて、河川整備計画(原案)のポイントを示した方がよい。 (事務局)
- ▶ 基本的には原案をみていただきたいと考えている。パンフレットは文字が多くなっているが、色分けをするとともに、整備位置を記載するなどの工夫をしているため、本日配布した内容でご意見をいただきたいと考えている。中流部会では専門用語が分かりづらいという指摘をいただいたため、用語説明資料を追加する予定である。

(部会長)

- ▶ マスメディアの協力を仰いで河川整備計画の意義等を伝わるようにして、下流部の住 民の方々からできるだけ多くご意見をいただけるとよい。
- ▶ 5月15日の全体調整会議には本日頂戴した意見を全体調整会議に報告することになるが、時間的な制約があるため、報告内容は部会長に一任いただいてもよいか。

(全委員)

了解する。

以上